処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)・課 有明海再生・環境課

						<u> </u>	14 (局)・課 有明海門	・生・界	<u> 現</u> 研
法令名		フロン類の使用の	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関		律	法令番号	平成13年法律第64号		
	手続名	第一種フロン類充	フロン類充塡回収業者等への命令			根拠条項	第49条第8項		
第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が次のような勧告を受けた場合であって、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときに処分を行う。・充填証明事又は回収証明書に関して、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者が第37条第2項若しくは第4項又は第39条第2項若しくは第4項又は第39条第2項若しくは第4項又は第39条第2項若しくは第4項又は第39条第2項若しくは第4項の規定を遵守していないと認められるとして、必要な措置を講ずるよう勧告を受けた場合・第一種の交付に関して、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第43条の規定を遵守していないと認められるとして、必要な措置を講ずるよう勧告を受けた場合・引取証明書に関して、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者が第45条第1項から第5項の規定を遵守していないと認められるとして、必要な措置を講するよう勧告を受けた場合・第一種特定製品廃棄等実施者とは第一種フロン類の規定を遵守していないと認められるとして、必要な措置を講するよう勧告を受けた場合・第一種や定製品の表達に関する基準、フロン類の回収に関する基準又はフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認められるとして、その基準を遵守するよう勧告を受けた場合・フロン類の充填の表託、回収の表託、引渡し又は引取りの実施について指導を受け、その後、正当な理由がなく充填の委託、回収の委託、引取り又は引渡しをするよう勧告を受けた場合フロン類の充填の表託、可収の表託、引取り又は引渡しをするよう勧告を受けた場合の表記、引取り又は引渡しをするよう勧告を受けた場合の表記、引取り又は引渡しをするよう勧告を受けた場合の表記、引取り又は引渡しをする基準、フロン類の運搬に関する基準は参考資料1のとおり第一種フロン類充填回収業者の引取義務、引渡義務の例外については参考資料2のとおり(2)処分の内容、程度期限を決めて、上記の勧告に係る措置をとるよう命ずる。									
対応区分		の実施 の機会の付与 *	処理 機関	有明海再生・環境課	交付 機関	有明海再生・	環境課	目次 No.	

* 基準違反内容により個別に判断